

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成23年5月13日

【四半期会計期間】 第40期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 中道リース株式会社

【英訳名】 Nakamichi Leasing Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 寛

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営主計室室長 池田 浩

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

【電話番号】 札幌011(280)2266

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営主計室室長 池田 浩

【縦覧に供する場所】 中道リース株式会社 東京支社
(東京都港区浜松町1丁目27番14号 サン・キツカワビル)
証券会員制法人 札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第39期 第1四半期 累計(会計)期間	第40期 第1四半期 累計(会計)期間	第39期
会計期間	自 平成22年 1月21日 至 平成22年 4月20日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月21日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	7,528,151	7,337,887	29,437,648
経常利益 (千円)	162,343	146,932	671,605
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	91,483	26,636	371,535
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	2,297,430	2,297,430	2,297,430
発行済株式総数 (内、普通株式) (内、A種優先株式) (千株)	11,030 (8,680) (2,350)	10,480 (8,680) (1,800)	10,480 (8,680) (1,800)
純資産額 (千円)	7,152,092	6,734,727	6,850,196
総資産額 (千円)	80,186,662	77,741,313	80,640,391
1株当たり純資産額 (円)	649.87	668.02	676.27
1株当たり四半期(当 期)純利益金額又は四半 期純損失金額() (円)	12.38	3.61	42.97
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	3.46		15.33
1株当たり配当額 (円)	普通株式 A種優先株式	普通株式 A種優先株式	普通株式 5.00 A種優先株式 30.00
自己資本比率 (%)	8.9	8.7	8.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,375,746	60,870	3,185,764
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	140,204	171,912	41,923
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,303,810	1,799,580	1,584,876
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	6,666,793	5,467,250	7,377,827
従業員数 (名)	126	125	125

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき重要な関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 3 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 4 第40期第1四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
- 5 第39期は、決算期変更により平成22年1月21日から12月31日までの11ヶ月11日間となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	125
---------	-----

(注) 従業員数は、臨時・嘱託契約の従業員を除いた就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【営業取引の状況】

「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、当第1四半期会計期間より、新セグメントを適用しております。前年同四半期については、新セグメントの区分に組み替えて表示しております。

(1) 契約実行高

事業部門の名称		契約実行高（千円）	前年同四半期比（％）
リース・割賦・ 営業貸付事業	ファイナンス・リース	3,201,417	134.2
	オペレーティング・リース		
	割賦販売事業	2,506,657	128.4
	営業貸付事業	392,831	319.4
	リース・割賦・営業貸付事業計	6,100,905	136.7
不動産賃貸事業		347,799	
その他		1,560,000	
合計		8,008,703	178.3

(注) ファイナンス・リース及び不動産賃貸事業については、取得した資産の購入金額、割賦販売事業については、実行時の割賦債権から割賦未実現利益を控除した額、オペレーティング・リースについては、賃貸物件の取得価額を表示しております。なお、再リース取引の実行額は含んでおりません。

(2) 営業資産残高

事業部門の名称		第39期 第1四半期会計期間末		第40期 第1四半期会計期間末	
		期末残高(千円)	構成比(%)	期末残高(千円)	構成比(%)
リース・割賦・ 営業貸付事業	ファイナンス・リース	38,002,753	56.0	34,699,161	52.7
	オペレーティング・リース	625,832	0.9	621,652	0.9
	割賦販売事業	16,579,794	24.5	16,047,792	24.4
	営業貸付事業	2,171,428	3.2	2,231,255	3.4
	リース・割賦・ 営業貸付事業計	57,379,807	84.6	53,599,860	81.4
不動産賃貸事業		10,428,543	15.4	11,971,968	18.2
その他		25,786	0.0	300,000	0.4
合計		67,834,135	100.0	65,871,829	100.0

(注) 1 リース・割賦・営業貸付事業のうち、ファイナンス・リースについてはリース債権及びリース投資資産残高を、オペレーティング・リースについては賃貸物品の帳簿価額を表示しております。
2 割賦販売事業については、割賦債権から割賦未実現利益を控除した額を表示しております。

(3) 営業実績

第40期第1四半期会計期間

事業部門の名称		売上高 (千円)	売上原価 (千円)	差引利益 (千円)	資金原価 (千円)	売上総利益 (千円)
リース・割賦・ 営業貸付事業	ファイナンス・リース	3,679,778				
	オペレーティング・リース	223,778				
	割賦販売事業	2,656,932				
	営業貸付事業	20,040				
	その他	57,799				
	リース・割賦・ 営業貸付事業計	6,638,326	5,988,359	649,967		
不動産賃貸事業		679,773	433,197	246,575		
その他		19,788	1,700	18,088		
合計		7,337,887	6,423,257	914,630	313,400	601,230

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間のリース業界は、長引く景気低迷による民間設備投資の手控えから、社団法人リース事業協会統計によるリース取扱高は再び前年を割り込み、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、営業面ではメディカルサポート開発室の新設等、営業部門の組織体制を一部変更し、きめ細かく効率的な営業活動に努めてまいりました。その結果、当第1四半期累計期間における新規受注高は7,599百万円（前年同四半期比77.1%増）となりました。

損益面では、当第1四半期累計期間の売上高は7,338万円（同2.5%減）、営業利益は150百万円（同9.0%減）、経常利益は147百万円（同9.5%減）となりました。また、資産除去債務に関する会計基準の適用による損失及び東日本大震災による損失等を特別損失に計上したことにより、四半期純損失が27百万円（前年同四半期は91百万円の四半期純利益）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

[リース・割賦・営業貸付]

リース・割賦・営業貸付の新規受注高は6,018百万円、営業資産残高は53,600百万円となりました。また、売上高は6,638百万円となりました。

[不動産賃貸]

不動産賃貸の新規受注高は21百万円、営業資産残高は11,972百万円となりました。また、売上高は680百

万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前期末比2,899百万円減少し77,741百万円となりました。

これは主に割賦債権とリース債権及びリース投資資産の減少によるものです。

負債合計は、前期末比2,784百万円減少し71,007百万円となりました。これは主に借入金の減少によるものです。

純資産合計は、前期末比115百万円減少して6,735百万円となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間に係る営業活動によるキャッシュ・フローは、リース債権及びリース投資資産の減少額が660百万円、割賦債権の減少額が386百万円等の増加に対し、営業貸付金の増加額が468百万円、賃貸資産の取得による支出が348百万円、リース債務の減少額が163百万円等の減少により、61百万円の増加（前年同四半期は3,376百万円の増加）となりました。

当第1四半期会計期間に係る投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻による収入が132百万円等の増加に対し、定期預金の預入による支出が185百万円、無形固定資産の取得による支出が122百万円等の減少により172百万円の減少（前年同四半期は140百万円の減少）となりました。

当第1四半期会計期間に係る財務活動によるキャッシュ・フローは、債権流動化による収入が1,332百万円等の増加に対し、長期借入金の差引減少額が1,709百万円、短期借入金の減少額が642百万円、社債の償還による支出が420百万円等の減少により1,800百万円の減少（前年同四半期は2,304百万円の減少）となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前期末比1,911百万円減少し、5,467百万円となりました。

(4) 事実上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【賃貸資産】

(1) 主要な設備の状況

平成23年3月31日現在における賃貸資産の内訳は、次のとおりであります。

区分	帳簿価額(千円)
オペレーティング・リース資産	621,652
不動産賃貸資産	11,902,900

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中であった賃貸資産の設備投資について、重要な変更並びに重要な設備投資計画の完了はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な賃貸資産の設備投資、除却等はありません。なお、取引先の意向に基づいて賃貸契約が終了したリース資産につきましては随時除却を行っております。

2 【自社用資産】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
A種優先株式	3,000,000
計	30,000,000

(注) 「普通株式または優先株式につき消却があった場合でも、これに相当する株式数は減じない。」旨を定款に定めております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,679,800	8,679,800	札幌証券取引所	(注1) 単元株式数 1,000株
A種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,800,000	1,800,000		(注2, 3, 4, 5, 6) 単元株式数 1,000株
計	10,479,800	10,479,800		

(注) 1 権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式であります。

2 A種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、A種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

修正の基準

転換請求期間の初日に先立つ45取引日に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

修正の頻度

1年に2回(平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日及び8月1日)

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

取得価額の下限

当初転換価額の70%相当額

取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

A種優先株式数に係る払込金額の総額を、当初転換価額の70%相当額で除して算出される株数

(4) 当社の決定によるA種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当社は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年6月1日から6月30日の期間内または12月1日から12月31日の期間内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができます。

3 A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき30円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。

前記のほか、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては残余財産の分配は行なわない。

(3) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年5月1日から5月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「期末償還請求期間」という。)または11月1日から11月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。)において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求(以下「償還請求」という。)をすることができる。当社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付(以下「償還」という。)の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行しているA種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各A種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1株につき1,000円とする。

(4) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、平成21年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年6月1日から6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「期末強制償還期間」という。)内または12月1日から12月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。)内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得(以下「強制償還」という。)することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、当社株主総会における議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、A種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権(転換予約権)

A種優先株主は、以下に定める転換(以下において定義される。)を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得(以下「転換」という。)を請求することができる(以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)

転換を請求し得べき期間

平成26年1月21日から平成28年1月20日までのうち、毎年2月1日から4月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで及び8月1日から10月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで(それぞれ、以下「転換請求期間」という。)

転換の条件

A種優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式への転換を請求することができる。

イ．当初転換価額

最初の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ロ．転換価額の修正

転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)以降次回の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の70%相当額(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の130%相当額(以下「上限転換価額」という。)を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日までに、下記八．により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当会社の普通株式が転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

ハ．転換価額の調整

A．A種優先株式の発行後、次のaないしcのいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

a．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当会社が有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(但し、株式分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読替える。

b．株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。

c．転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行日もしくは処分の日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

B．上記A．aないしcに掲げる場合のほか、合併または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当会社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

C．転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

- D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日(但し、株式分割を行うための当会社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日)、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該新規発行分は含まれない。)とする。
- E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。
- F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

二. 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(8) 普通株式を対価とする取得条項(強制転換)

当会社は、平成28年1月20日までに償還(本項において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。)されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日(以下「A種優先株式強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する(本項において、「強制転換」という。)。平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額がA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までに前項に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(9) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

- 4 A種優先株主が株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 5 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- 6 当会社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年10月21日から 平成22年12月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日		10,479,800		2,297,430		2,137,430

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	平成23年3月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社札幌北洋ホールディングス	北海道札幌市中央区大通西三丁目11	2,378	22.69
関 寛	北海道札幌市豊平区	1,499	14.31
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目7	411	3.92
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8 11	293	2.80
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西四丁目1	290	2.77
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3 23	270	2.58
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27 2	253	2.41
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5 1	243	2.32
交洋不動産株式会社	北海道札幌市中央区大通西三丁目7	176	1.68
株式会社札幌北洋リース	北海道札幌市中央区大通西三丁目11	166	1.58
計		5,979	57.05

(注) 上記のほか、自己株式が1,293千株(12.33%、第3位)ありますが、明細より除いております。なお、自己株式数には平成23年3月31日現在、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式930千株を含めております。

所有議決権数別

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
関 寛	北海道札幌市豊平区	1,499	18.22
株式会社札幌北洋ホールディングス	北海道札幌市中央区大通西三丁目11	578	7.03
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目7	410	4.98
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8 11	293	3.56
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西四丁目1	290	3.52
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3 23	270	3.28
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27 2	253	3.08
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5 1	243	2.95
交洋不動産株式会社	北海道札幌市中央区大通西三丁目7	176	2.14
株式会社札幌北洋リース	北海道札幌市中央区大通西三丁目11	166	2.02
計		4,178	50.78

(注) 上記のほか、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式930,000株に係る議決権数が930個(11.30%、第2位)ありますが、明細より除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,800,000		「1 株式等の状況」「(1) 株式の 総数等」「発行済株式」の「内 容」欄の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,292,000	930	(注1、2)
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,297,000	7,297	(注1)
単元未満株式	普通株式 90,800		(注1、3)
発行済株式総数	10,479,800		
総株主の議決権		8,227	

(注) 1 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2 当社所有の自己株式が362,000株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が930,000株含まれております。

3 当社所有の自己株式が663株、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 中道リース株式会社	北海道札幌市中央区北1条 東3丁目3番地	362,000	930,000	1,292,000	12.33
計		362,000	930,000	1,292,000	12.33

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託（J-E S O P）」制度 の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行株 式会社（信託E口）	東京都中央区晴海1丁 目8-12

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	158	165	184
最低(円)	151	155	142

(注) 株価は、札幌証券取引所におけるものであります。

A種優先株式

当社A種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成22年1月21日から平成22年4月20日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月21日から平成22年4月20日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成22年1月21日から平成22年4月20日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年1月21日から平成22年4月20日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、瑞輝監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 決算期変更について

当社は、平成22年4月8日開催の第38回定時株主総会における定款一部変更の決議により、事業年度の末日を1月20日から12月31日へ変更いたしました。これに伴い、前第1四半期会計期間及び前第1四半期累計期間は、平成22年1月21日から平成22年4月20日まで、当第1四半期会計期間及び当第1四半期累計期間は、平成23年1月1日から平成23年3月31日までとなっております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,813,250	7,702,872
受取手形	49,795	128,447
割賦債権	17,078,024	18,026,330
リース債権及びリース投資資産	34,699,161	35,766,716
営業貸付金	2,359,724	1,958,339
その他の営業貸付債権	240,599	174,454
賃貸料等未収入金	1,638,807	1,510,087
その他の流動資産	623,401	593,303
貸倒引当金	614,573	677,551
流動資産合計	61,888,188	65,182,997
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産	12,513,703	12,174,364
社用資産	100,857	101,346
有形固定資産合計	12,614,560	12,275,710
無形固定資産	202,301	92,047
投資その他の資産		
その他の投資	3,260,793	3,264,986
貸倒引当金	253,067	211,831
投資その他の資産合計	3,007,726	3,053,155
固定資産合計	15,824,587	15,420,912
繰延資産	28,538	36,482
資産合計	77,741,313	80,640,391
負債の部		
流動負債		
支払手形	449,200	1,073,808
買掛金	2,003,434	1,505,402
短期借入金	3,785,200	4,427,500
1年内返済予定の長期借入金	19,321,462	20,178,721
1年内償還予定の社債	3,276,000	1,106,000
1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	1,064,000	837,000
未払法人税等	78,628	247,490
割賦未実現利益	1,030,231	1,018,794
役員賞与引当金	-	20,000
賞与引当金	51,289	37,168
災害損失引当金	15,000	-
その他の流動負債	1,549,537	1,607,741
流動負債合計	32,623,983	32,059,623

	当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年12月31日)
固定負債		
社債	434,000	3,024,000
長期借入金	28,909,438	30,286,920
債権流動化に伴う長期支払債務	1,102,000	266,000
退職給付引当金	14,881	13,187
受取保証金	6,564,991	6,647,486
資産除去債務	343,603	-
その他の固定負債	1,013,691	1,492,979
固定負債合計	38,382,604	41,730,572
負債合計	71,006,586	73,790,195
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,297,430	2,297,430
資本剰余金	2,137,430	2,137,430
利益剰余金	2,495,346	2,612,921
自己株式	219,367	219,259
株主資本合計	6,710,839	6,828,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,606	30,100
繰延ヘッジ損益	8,718	8,426
評価・換算差額等合計	23,888	21,674
純資産合計	6,734,727	6,850,196
負債純資産合計	77,741,313	80,640,391

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	7,528,151	7,337,887
売上原価	6,881,177	6,736,656
売上総利益	646,974	601,230
販売費及び一般管理費	481,900	451,052
営業利益	165,074	150,179
営業外収益		
受取利息	112	102
受取配当金	-	1,680
匿名組合投資利益	2,772	2,665
その他の営業外収益	131	177
営業外収益合計	3,016	4,624
営業外費用		
支払利息	5,350	5,757
支払手数料	-	2,051
その他の営業外費用	398	64
営業外費用合計	5,748	7,871
経常利益	162,343	146,932
特別利益		
償却債権取立益	492	3,620
特別利益合計	492	3,620
特別損失		
投資有価証券売却損	-	6,930
投資有価証券評価損	-	8,636
災害による損失	-	51,291
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	110,888
特別損失合計	-	177,744
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	162,834	27,192
法人税、住民税及び事業税	86,472	73,267
法人税等調整額	15,121	73,824
法人税等合計	71,351	556
四半期純利益又は四半期純損失()	91,483	26,636

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	162,834	27,192
賃貸資産減価償却費	221,746	255,679
社用資産減価償却費	10,835	14,817
賃貸資産処分損益 (は益)	16,045	16,607
貸倒引当金の増減額 (は減少)	10,849	21,742
災害損失引当金の増減額 (は減少)	-	15,000
退職給付引当金の増減額 (は減少)	4,977	1,694
賞与引当金の増減額 (は減少)	17,811	5,878
投資有価証券売却損益 (は益)	-	6,930
投資有価証券評価損益 (は益)	-	8,636
受取利息及び受取配当金	112	1,782
資金原価及び支払利息	327,397	319,156
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	110,888
リース債務の増減額 (は減少)	97,852	162,829
割賦債権の増減額 (は増加)	501,036	386,125
リース債権及びリース投資資産の増減額 (は増加)	1,064,824	660,411
営業貸付金の増減額 (は増加)	283,829	467,531
未収入金の増減額 (は増加)	-	128,720
賃貸資産の取得による支出	30,377	347,807
賃貸資産の売却による収入	37,474	39,981
固定化営業債権の増減額 (は増加)	-	8,492
預り敷金及び保証金の増減額 (は減少)	87,441	82,495
仕入債務の増減額 (は減少)	1,105,656	126,575
前受金の増減額 (は減少)	-	38,895
その他	260,179	153,663
小計	3,777,619	631,207
利息及び配当金の受取額	763	2,122
利息の支払額	237,816	346,424
法人税等の支払額	164,820	226,036
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,375,746	60,870
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	107,000	-
投資有価証券の売却による収入	-	70
出資金の分配による収入	1,755	2,468
無形固定資産の取得による支出	3,645	122,118
定期預金の預入による支出	175,000	185,000
定期預金の払戻による収入	144,000	132,000
その他	314	669
投資活動によるキャッシュ・フロー	140,204	171,912

	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	425,000	642,300
長期借入れによる収入	3,772,654	3,704,587
長期借入金の返済による支出	4,780,449	5,413,819
債権流動化による収入	-	1,332,000
債権流動化の返済による支出	280,807	269,000
社債の償還による支出	482,500	420,000
自己株式の取得による支出	252	109
配当金の支払額	107,455	90,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,303,810	1,799,580
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	931,731	1,910,621
現金及び現金同等物の期首残高	5,735,061	7,377,872
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 6,666,793	1 5,467,250

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

会計処理基準に関する事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当第1四半期会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ5,486千円減少し、税引前四半期純利益は116,374千円減少しております。また、当該会計基準及び同適用指針適用開始による資産除去債務の変動額は341,992千円であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)	
(四半期損益計算書)	前第1四半期累計期間において営業外費用の「その他の営業外費用」に含めて表示しておりました「支払手数料」(前第1四半期累計期間381千円)は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期累計期間より独立掲記しております。
(四半期キャッシュ・フロー計算書)	(1)前第1四半期累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「リース債権及びリース投資資産の増減額(は増加)」に含めて表示しておりました「未収入金の増減額(は増加)」(前第1四半期累計期間254,816千円の増加)及び「前受金の増減額(は減少)」(前第1四半期累計期間5,811千円の増加)は、キャッシュ・フローの状況をより適切に表示するため当第1四半期累計期間より独立掲記しております。 (2)前第1四半期累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「固定化営業債権の増減額(は増加)」(前第1四半期累計期間62,131千円の減少)は、キャッシュ・フローの状況をより適切に表示するため当第1四半期累計期間より独立掲記しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)	
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
(災害損失引当金の計上基準)	
東日本大震災による設備損傷等に伴い、今後見込まれる設備復旧費用の支出に備えるため、当該損失見込額を見積り計上しております。これに伴い、当第1四半期累計期間末において災害損失引当金を15,000千円計上しております。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)	前事業年度末 (平成22年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
賃貸資産の減価償却累計額 4,901,469千円	賃貸資産の減価償却累計額 4,727,301千円
社用資産の減価償却累計額 50,604千円	社用資産の減価償却累計額 49,870千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
貸倒引当金繰入額 68,014千円	貸倒引当金繰入額 35,928千円
役員報酬 24,429千円	役員報酬 12,024千円
従業員給料及び賞与 135,287千円	従業員給料及び賞与 143,152千円
賞与引当金繰入額 47,789千円	賞与引当金繰入額 48,585千円
福利厚生費 31,983千円	福利厚生費 32,495千円
退職給付費用 13,951千円	退職給付費用 11,531千円
租税公課 7,627千円	租税公課 7,436千円
事務費 4,864千円	事務費 5,261千円
賃借料 35,654千円	賃借料 37,590千円
減価償却費 10,835千円	減価償却費 14,817千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 7,184,793千円	現金及び預金 5,813,250千円
預入期間が3か月超の定期預金 518,000千円	預入期間が3か月超の定期預金 346,000千円
現金及び現金同等物 6,666,793千円	現金及び現金同等物 5,467,250千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	8,679,800
A種優先株式(株)	1,800,000
合計	10,479,800

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	1,292,663

(注)「株式給付信託(J-E S O P)」の導入に伴い、平成23年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式930,000株は自己株式数に含めて記載しております。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高等

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	36,939	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月28日	利益剰余金
平成23年3月25日 定時株主総会	A種 優先株式	54,000	30.00	平成22年12月31日	平成23年3月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社及び各支店事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係わる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の特性から区分される事業部門別の営業体制を採用しております。したがって当社は事業部門に応じて、「リース・割賦・営業貸付」、「不動産賃貸」の2つを報告セグメントとしております。

「リース・割賦・営業貸付」は機械設備等各種物品の賃貸業務、商業設備、土木建設機械、輸送用機器等の割賦販売業務及び金銭の貸付業務等を行っております。「不動産賃貸」は商業施設等を対象とした不動産賃貸業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成 23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	リース・割賦・ 営業貸付	不動産賃貸	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,638,326	679,773	7,318,099	19,788	7,337,887
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	6,638,326	679,773	7,318,099	19,788	7,337,887
セグメント利益	65,726	178,835	244,561	7,612	252,173

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディカルサポート事業等を含んでおります

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	244,561
「その他」の区分の利益	7,612
セグメント間取引消去	
全社費用(注)	101,994
四半期損益計算書の営業利益	150,179

(注) 全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17

号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年3月31日)		前事業年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	668.02円	1株当たり純資産額	676.27円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	12.38円	1株当たり四半期純損失金額	3.61円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.46円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年1月21日 至平成22年4月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失() (千円)	91,483	26,636
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失() (千円)	91,483	26,636
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	7,389,900	7,387,632
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円) 内訳: A種優先株式配当金		
四半期純利益調整額(千円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株) 内訳: A種優先株式	19,028,340	
普通株式増加数(株)	19,028,340	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 6 月 2 日

中道リース株式会社
取締役会 御中

瑞輝監査法人

指定社員 公認会計士 大浦 崇志 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 瀬戸口 明慶 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中道リース株式会社の平成22年1月21日から平成22年12月31日までの第39期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年1月21日から平成22年4月20日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年1月21日から平成22年4月20日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、中道リース株式会社の平成22年4月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月12日

中道リース株式会社
取締役会 御中

瑞輝監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大浦 崇志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸口 明慶 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中道リース株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第40期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、中道リース株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。